

第五七四回 七月五日（金）

中華民國北洋政府期法院訴訟記録について

東洋文庫研究員 西 英 昭
九州大学教授

今回取り上げた史料は、中国第二歴史檔案館に所蔵される大理院檔案及び京師高等審判庁檔案である。黄源盛教授による前者の整理・研究過程については、既に拙評¹⁾（批評と紹介）黄源盛纂輯『大理院民事判例輯存』（『東洋学報』九五―四・二〇―一四）に紹介したので参照されたい。黄源盛氏による成果は現在、黄源盛纂輯『大理院民事判例輯存』全一卷（元照出版／犁齋社・二〇一二）、黄源盛纂輯『大理院刑事判例輯存』全八卷（犁齋社・二〇一三）といった形で手にすることができる。他方、後者についてはこれまで『中国第二歴史檔案館簡明指南』（檔案出版社・一九八七）ではその存在が明記されていなかったが、今回中国第二歴史檔案館編『北洋政府檔案』（中国檔案出版社・二〇一〇）の一部として刊行されたものである。収録檔案には「最高人民法院檔案室」の印を有するものがあることから、いずれかの段階で移管されたものと思われる。黄源盛氏による整理・研究が進められた一九九〇年代は、日本国内での判決原本保存問題、乃至は旧外地（台湾・朝鮮）での判決

原本の発見・整理が同時並行的に行われた時代であり、現在では、アジア各地域での近代における判決原本の公開・研究が進められ、研究基盤がほぼ整いつつある。

今回、筆者の担当部分で取り上げた史料は五種に過ぎないが、もとの史料群には一件文書として二二種の文書が収録されている。それら史料群全体を見る事によつて、最高裁判所にあたる大理院の判決からだけでは窺い知ることのできない様々な事実関係を明らかにすることが可能となる。

これら史料群を読むためにはまずは裁判機構についての基礎知識が必要となる。清末には法院編制法に至る立法が矢継ぎ早に行われ、首都北京を中心に近代的な裁判機構の整備が行われたが、本事件は丁度その時期に争われた案件であり、当時実際に何れの機関に出訴されているのかという貴重な実例を提供する。他方で本事件の前提となる清朝期の北京城内での裁判手続についての研究が実は手薄であるという問題も、逆照射されるかたちで提起されることとなる。

さらには判決そのものやその他関連文書の書式等に関する知識が必要となる。現行台湾法では区別される判例と判決の差異がいつ頃成立したのかについて厳密に確定することはできないが、おそらくは『大理院判例要旨匯覽』（大理院編輯処・一九一九）が一つの契機となつていのである

うことが窺える。判例に付される「上字」等の符号についても、現行台湾法では「最高法院刑事案件編号計數分案報結要点」(一九八二)によって規定が置かれているが、同様の規定が北洋政府期に存在したかについても判然としない等、今後の研究を待たねばならない。様々な関連文書の書式については訴訟状紙規則に至る一連の法規による整備が図られており、胡暇『増訂司法公文式例解』(商務印書館・一九一七(初版)一九二二(五版))においてその詳細を見ることが可能である。

また今回の案件について、伝統法の側では戸律・盜売田宅条、また近代法の側では修正刑律草案における侵占罪等、適用されてもおかしくない条文が存在していたにも関わらず、そのどちらも登場せず、契約文書の真偽や事実関係の矛盾を理由に破棄差戻となっていることをどう考えるかという問題も存在する。当時大理院にあって裁判に当たったのは日本留学経験者を中心とした二〇〜三〇歳代の裁判官達であったが、彼らの背景とともに大変興味深い。

今回扱った紛争事件に登場する崇興寺なる寺院は一九三〇〜三二年にかけて行われた北平研究院による北平廟宇調査の対象となっており、中国文化遺産研究院編『北平研究院北平廟宇調査資料匯編(内四区卷)』(文物出版社・二〇一八)から往時の姿を垣間見ることができるといえる。矢沢利彦『北

京四天主堂物語』(平河出版社・一九八七)等の先行研究を併せ読むところに拠れば、同寺院は北堂の移転問題に関連して西什庫から大後倉胡同へと移転したものであり、判決史料に表れた供述・事実関係とも合致する。判決が持つ宗教学史との繋がりを見ることができるといえる。

社会史との関連で言えば、「典」の使われ方乃至「典」を巡る紛争の一例を本判決に見ることができるといえる事は貴重であり、清末の習慣調査においても廟産問題が調査事項として扱われる程であった。また北洋政府期には清理不動産典当辦法や管理寺廟条例といった個別立法が行われる程に切迫した社会問題であったことが窺われる。

判決例が持つ資料的特性についての議論は尽きないが、以上に触れた様々な問題に加え、カルロ・ギンズブルグ(上村忠男・堤康徳訳)『裁判官と歴史家』(筑摩書房・二〇一二)が投げかけた問題を基点として議論を重ねることが必要と思われる。